

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：常勤、非常勤ともに所定外労働の削減のための措置を実施し、常勤は5時間/月、非常勤は3時間/月末満とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 各施設運営会議と法人全体会議を通じて、管理職に向けて時間管理の教育を継続して行う。
- 令和7年4月～ 毎月の所定外労働時間を公表し、状況把握・課題分析を継続して行う。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年4月～ 計画的な取得に向けた管理職への個別指導実施

目標3：子育て支援「あゆみ園」の運営を継続し、「あゆみ園」利用について広報の強化をする。

<対策>

- 令和7年4月～ 「あゆみ園」について社内広報誌「ふぁみ」などにより社員に周知
- 令和7年4月～ 面談、入職時にも「あゆみ園」利用についての情報提供を行う。